

豊中の事業所

～平成 26 年経済センサスー基礎調査結果報告～

豊中市

目 次

I. 調査の概要.....	1
II. 利用上の注意.....	5
III. 用語の解説.....	6
IV. 結果の概要.....	8
V. 統計表	
1. 推移.....	14
2. 産業中分類別事業所数および男女別従業者数.....	15
3. 産業中分類別経営組織別従業者の状況.....	17
4. 産業中分類別常用雇用者規模別の状況.....	21
5. 町別経営組織別事業所数および従業者数.....	25
6. 産業中分類別町別全事業所数および従業者数.....	27
7. 町別産業中分類別事業所数・従業者数・売上(収入)金額.....	63
8. 市町村別の概況.....	168
VI. 参考	
<<甲調査>>	
・ 調査票 A	
・ 調査票 B	

I. 調査の概要

1. 調査の目的

平成 26 年経済センサス - 基礎調査（以下「調査」という。）は、事業所の基本的な経済活動及び企業の基本的な経済活動の状態を調査し、全ての産業分野における事業所及び企業の活動からなる経済の構造を全国的及び地域別に明らかにすること並びに各種統計調査実施のための事業所及び企業の名簿を得ることを目的とした基幹統計調査（基幹統計「経済構造統計」を作成するための調査）である。

2. 調査の根拠

統計法（平成 19 年法律第 53 号）

3. 調査日

平成 26 年 7 月 1 日現在

4. 沿革

経済センサス - 基礎調査は、平成 21 年に第 1 回調査を実施し、2 回目に当たる平成 26 年調査では、経済産業省が所管する「商業統計調査」と一体的に実施した。

なお、経済センサスは、経済センサス - 基礎調査と経済センサス - 活動調査の二つから成り立っており、経済センサス - 活動調査は、平成 24 年に第 1 回、平成 28 年に第 2 回調査を実施した。

5. 調査の対象

(1) 地域的範囲

全国

※平成 26 年 4 月 1 日現在において、東日本大震災に関して原子力災害対策特別措置法第 20 条第 2 項の規定に基づき原子力災害対策本部長が設定した帰宅困難区域又は居住制限区域を含む調査区を除く。

(2) 属性的範囲

調査日現在、国内に存在する全ての事業所。ただし、日本標準産業分類に掲げる産業のうち次に属する事業所は調査対象外である。

ア 大分類 A（農業、林業）に属する個人経営の事業所

イ 大分類 B（漁業）に属する個人経営の事業所

ウ 大分類 N（生活関連サービス業、娯楽業）のうち小分類 792—家事サービス業に属する事業所

エ 大分類 R（サービス業（他に分類されないもの））のうち中分類 96—外国公務に属する事業所

6. 調査方法

調査は「甲調査」と「乙調査」の 2 種類からなり、甲調査においては、事業所及び企業の規模に応じて、調査員による調査と総務省、都道府県、市（特別区を含む。以下同じ。）による調査に分けて行った。

(1) 甲調査

国及び地方公共団体の事業所以外の事業所（民営事業所）を対象とする。

① 調査員による調査

単独事業所及び新設事業所（ただし、②における特定の単独事業所及び新設事業所を除く。）

については、調査票の配布は調査員が行い、収集は調査員による回収又はオンラインにより

2 調査の概要

行った。

- ・総務省－都道府県－市町村－統計調査員－調査事業所

② 総務省、都道府県、市による調査

国内に支所（支社・支店）を有する企業については、その本所（本社・本店）となる事業所に対して、調査票の配布は総務省が郵送により行い、収集は総務省、都道府県、市の担当区分に応じてオンライン又は郵送により行った。

また、特定の単独事業所及び新設事業所については、調査票の配布は総務省が郵送により行い、収集は総務省がオンライン又は郵送により行った。

- ※ なお、福島県双葉郡楢葉町、富岡町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯舘村の調査区の一部又は全部が、原子力災害対策特別措置法第 20 条第 2 項の規定に基づき原子力災害対策本部長が設定した避難指示解除準備区域に該当する調査区内の事業所に対しては、町村から提供を受けた名簿情報に基づき、総務省が調査を実施した。

ア 総務省による調査

2以上の都道府県の区域にわたって事業所を有する企業の事業所、従業者数 30 人以上の企業の事業所及び総務大臣が定める事業所並びに東日本大震災の影響により調査員調査の実施に大きな支障が生じている地域として総務大臣が定めた調査区内の事業所

- ・総務省－調査事業所

イ 都道府県による調査

同一の都道府県の区域内に大多数の事業所を有する従業者数 30 人未満の企業の事業所（ア及びウに掲げるものを除く。）

- ・総務省－都道府県－調査事業所

ウ 市による調査

同一の市の区域内に全事業所を有する従業者数 30 人未満の企業の事業所（アに掲げるものを除く。）

- ・総務省－都道府県－市－調査事業所

(2) 乙調査

国及び地方公共団体の事業所を対象とする。

調査は、市町村の調査事業所にあつては市町村が、都道府県の調査事業所にあつては都道府県が、国の調査事業所にあつては総務省が、オンラインにより調査票の配布、収集を行った。

- ・総務省－都道府県－市町村－調査事業所
- ・総務省－都道府県－調査事業所
- ・総務省－各府省－調査事業所

7. 調査事項

(1) 甲調査

① 事業所に関する事項

- ア 名称
- イ 電話番号
- ウ 所在地
- エ 開設時期
- オ 従業者数
- カ 事業の種類
- キ 業態
- ク 単独事業所・本所・支所の別
- ケ 年間総売上（収入）金額

② 企業に関する事項

- ア 経営組織
- イ 資本金等の額
- ウ 外国資本比率
- エ 決算月
- オ 持株会社か否か
- カ 親会社の有無
- キ 親会社の名称
- ク 親会社の所在地及び電話番号
- ケ 子会社の有無及び子会社の数
- コ 組織全体の常用雇用者数
- サ 組織全体の主な事業の種類
- シ 国内及び海外の支所等の有無及び支所等の数
- ス 本所の名称
- セ 本所の所在地及び電話番号
- ソ 年間総売上（収入）金額

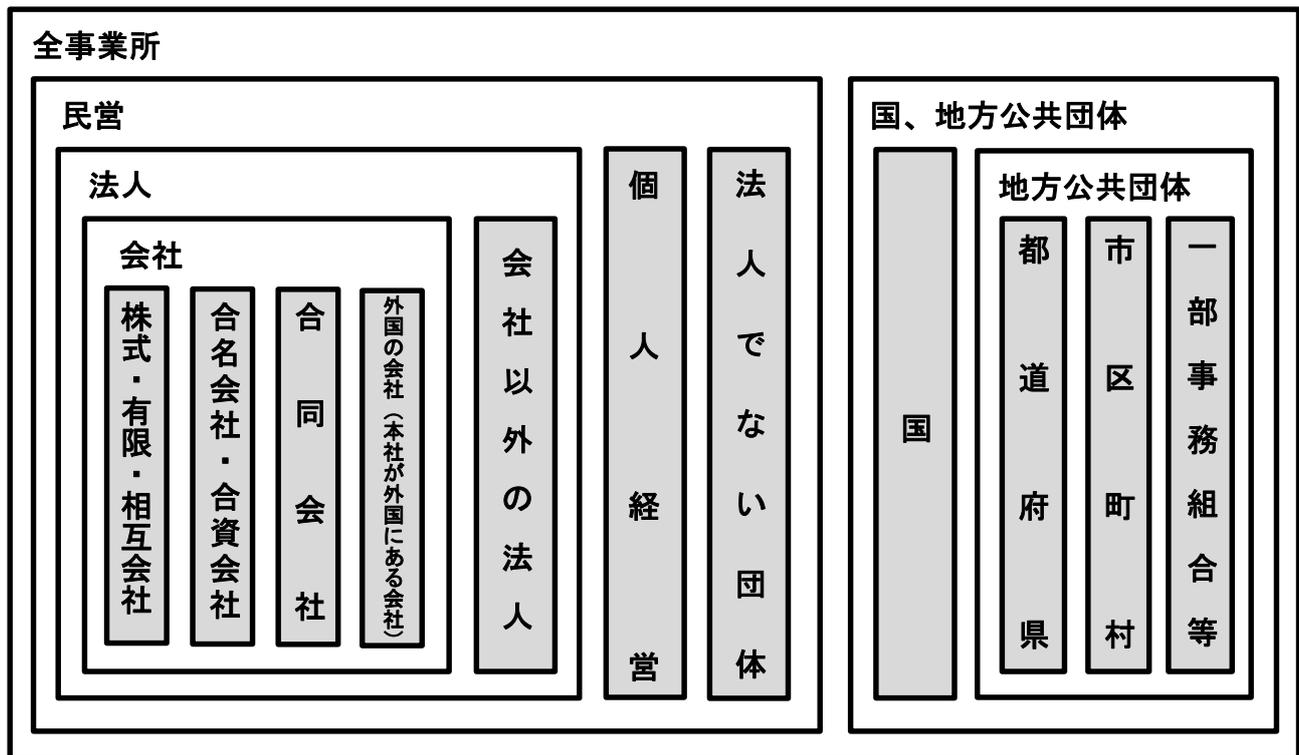
(2) 乙調査

- ア 名称
- イ 電話番号
- ウ 所在地
- エ 職員数
- オ 事業の種類
- カ 事業の委託先の名称、電話番号及び所在地

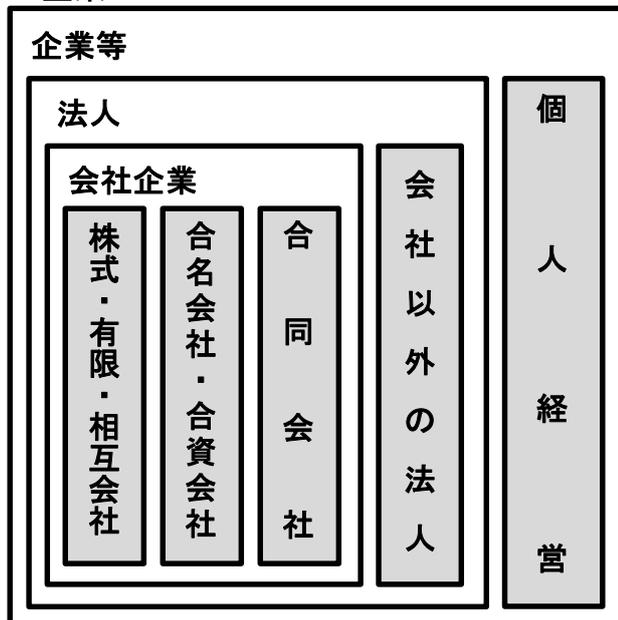
4 調査の概要

8. 事業所と企業

《事業所》



《企業》



Ⅱ. 利用上の注意

1. 本書の数値は、総務省統計局『経済センサス - 基礎調査』の調査票情報に基づき、豊中市が独自に集計を行ったものであり、総務省統計局が公表している数値と異なる場合があります。
2. 経済センサスは、事業所・企業統計調査（平成18年まで実施）と以下の点において異なることから、平成18年事業所・企業統計調査との差数が全て増加・減少を示すものではありませんので、比較される際にはご注意ください。
 - (1) 会社（外国の会社を除く）、会社以外の法人及び個人経営の事業所の本社等において当該本社等の事業主が当該支社等の分も一括して報告する「本社等一括調査」の導入
 - (2) 商業・法人登記等行政情報の活用等
3. 産業分類は、日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づくものです。
4. 産業大分類「I 卸売業、小売業」については、「管理、補助的経済活動のみを行う事業所」「産業細分類が格付不能の事業所」「卸売の商品販売額、小売の商品販売額及び仲立手数料のいずれの金額も無い事業所」も含んでいるため、別冊「豊中の商業」に掲載する数値と一致しないものがあります。
5. 本冊子中の「事業所」とは、別に記載がない限り「民営事業所」を指します。
6. 該当数字がないものは「-」、公表に支障があるものは「x」で表章しています。
7. 掲載表の総数には不詳を含むものがあり、内訳の合計と一致しないことがあります。
8. 単位未満を四捨五入して表章しているため、内訳の合計が総数と一致しない若しくは割合の合計が100%にならない場合があります。
9. P.63~168の「売上（収入）金額」の単位は「万円」です。

Ⅲ. 用語の解説

1. 事業所

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

- (1) 一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- (2) 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

- 民営事業所 国及び地方公共団体の事業所を除く事業所をいう。
- 出向・派遣従業者のみの事業所 当該事業所に所属する従業者が1人もおらず、他の会社など別経営の事業所から出向又は派遣されている人のみで経済活動が行われている事業所をいう。

2. 従業者

調査日現在、当該事業所に所属して働いている全ての人をいう。したがって、他の会社や下請先などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人も含まれる。一方、当該事業所で働いている人であっても、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されていない人は従業者に含めない。

なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者とした。

- 個人業主 個人経営の事業所で、実際にその事業所を経営している人をいう。
- 無給の家族従業者 個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、事業所の仕事を手伝っている人をいう。家族であっても実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は、「常用雇用者」又は「臨時雇用者」に含める。
- 有給役員 法人、団体の役員（常勤、非常勤は問わない。）で役員報酬を受けている人をいう。
重役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、「常用雇用者」に含める。
- 常用雇用者 事業所に常時雇用されている人をいう。期間を定めずに雇用されている人若しくは1か月を超える期間を定めて雇用されている人又は平成26年5月と6月にそれぞれ18日以上雇用されている人をいう。
- 正社員・正職員 常用雇用者のうち、一般に「正社員」「正職員」等と呼ばれている人をいう。
- 正社員・正職員以外 常用雇用者のうち、一般に「正社員」「正職員」等と呼ばれている人以外で、「契約社員」「嘱託」「パートタイマー」「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人をいう。
- 臨時雇用者 常用雇用者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいう。

3. 事業所の産業分類

事業所の主な事業の種類（原則として過去1年間の収入額又は販売額の多いもの）により、日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づき分類している。なお、一部の小分類項目については、小分類項目を分割したのもも小分類としている。

4. 売上（収入）金額

商品等の販売額又は役務の給付によって実現した売上高、営業収益、完成工事高などをいう。有価証券、土地・建物、機械・器具などの有形固定資産など、財産を売却して得た収入は含めない。

なお、「金融業、保険業」の会社、会社以外の法人及び法人でない団体の場合は経常収益としている。

IV. 結果の概要

○ 事業所数は 13,632 事業所、従業者数は 130,814 人

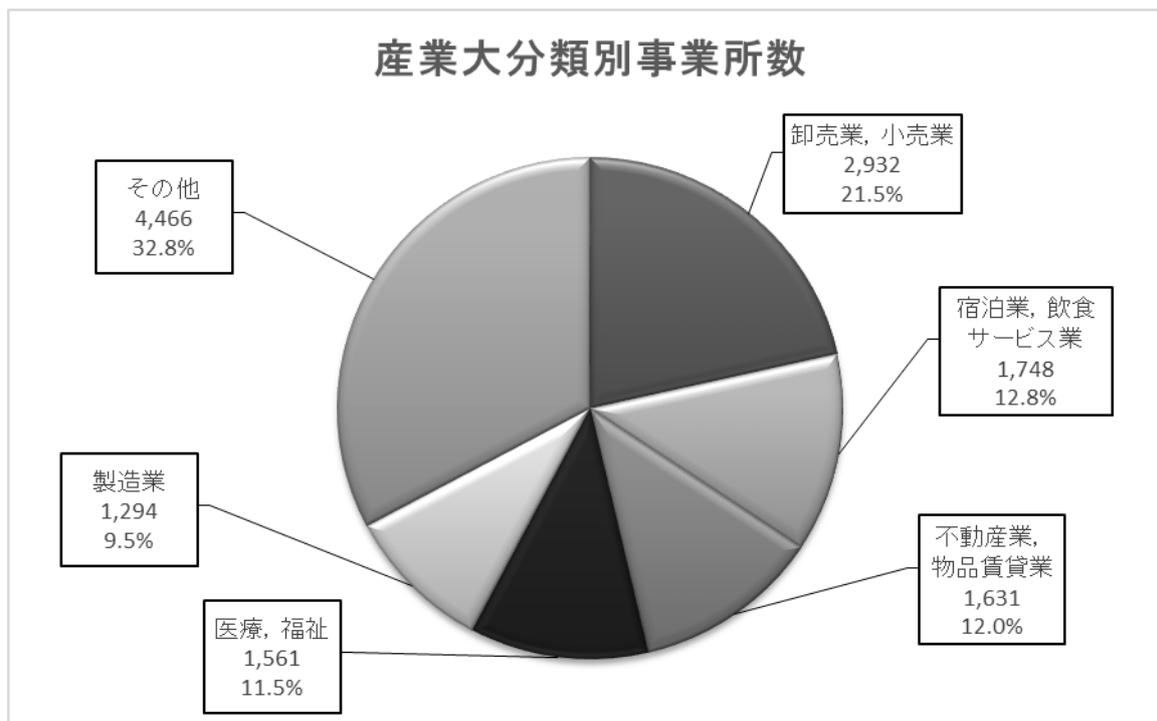
平成 26 年 7 月 1 日を調査期日として実施した「平成 26 年経済センサス - 基礎調査」による豊中市内の事業所数は 13,632 事業所 (372 事業所/km² (※))、従業者数は 130,814 人 (男女別不詳を含む) でした。また、男女別従業者数は男性 68,747 人 (構成比 : 52.6%)、女性 62,014 人 (構成比 : 47.4%) でした。過去に実施した経済センサスによる結果との増減は下表のとおりです。

※ 市域面積を 36.6 km² で算出。

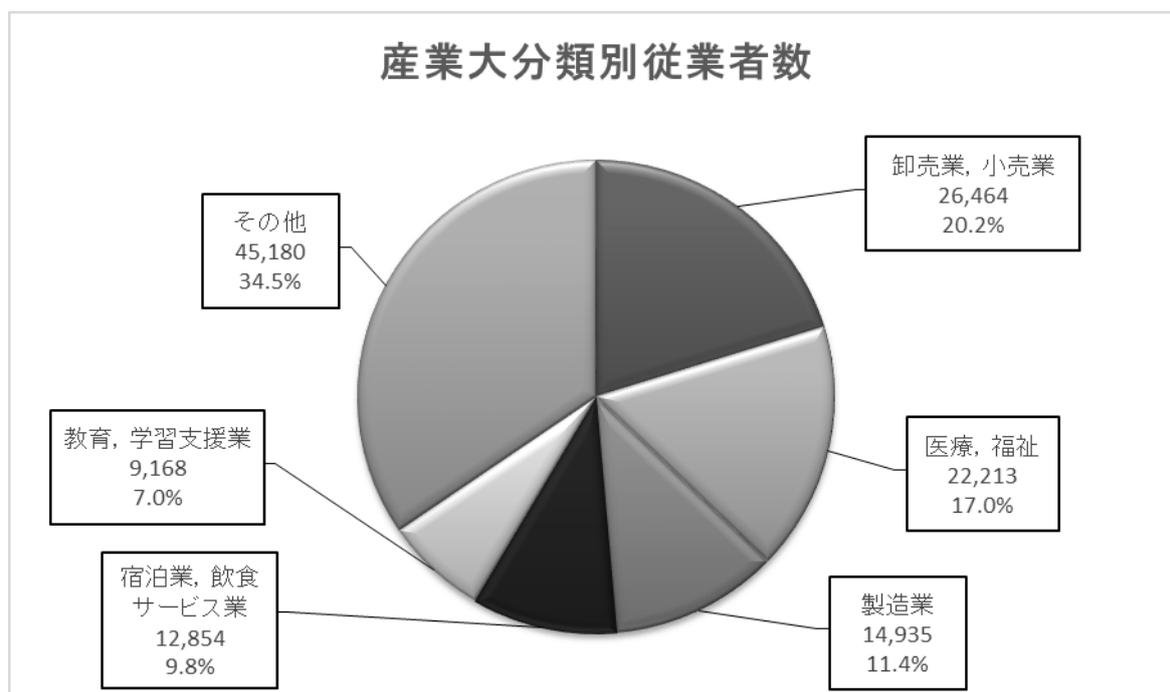
	平成 21 年 (基礎調査)	平成 24 年 (活動調査)	平成 26 年 (基礎調査)	対前回比
事業所数	14,576	13,587	13,632	100.3%
従業者数	129,028	123,597	130,814	105.8%
男	68,846	65,182	68,747	105.5%
女	60,132	58,193	62,014	106.6%

○ 産業大分類別

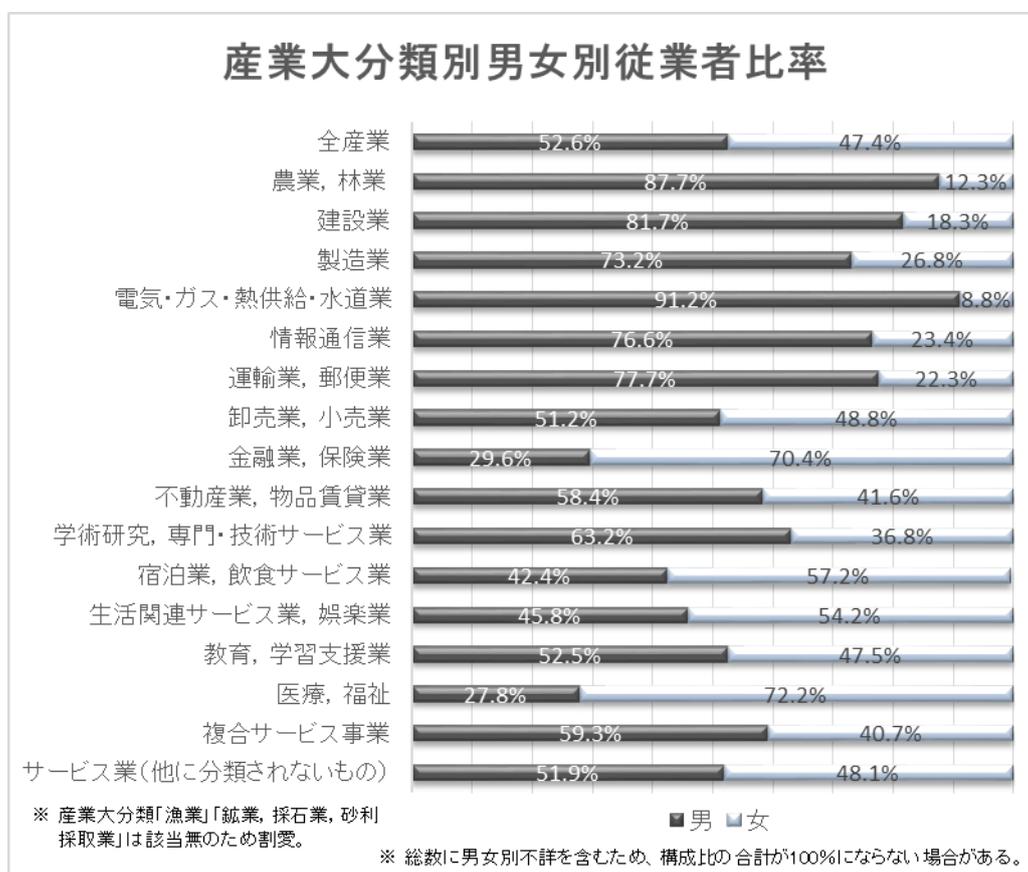
産業大分類別でみると事業所数は、「卸売業, 小売業」が最も多い 2,932 事業所 (構成比 : 21.5%)、次いで「宿泊業, 飲食サービス業」が 1,748 事業所 (構成比 : 12.8%)、「不動産業, 物品賃貸業」が 1,631 事業所 (構成比 : 12.0%) となっており、これら上位 3 位までの産業で全体の約 45% を占めています。



従業者数は、「卸売業，小売業」が最も多い26,464事業所（構成比：20.2%）、次いで「医療，福祉」が22,213事業所（構成比：17.0%）、「製造業」が14,935事業所（構成比：11.4%）となっており、これら上位3位までの産業で全体の約50%を占めています。

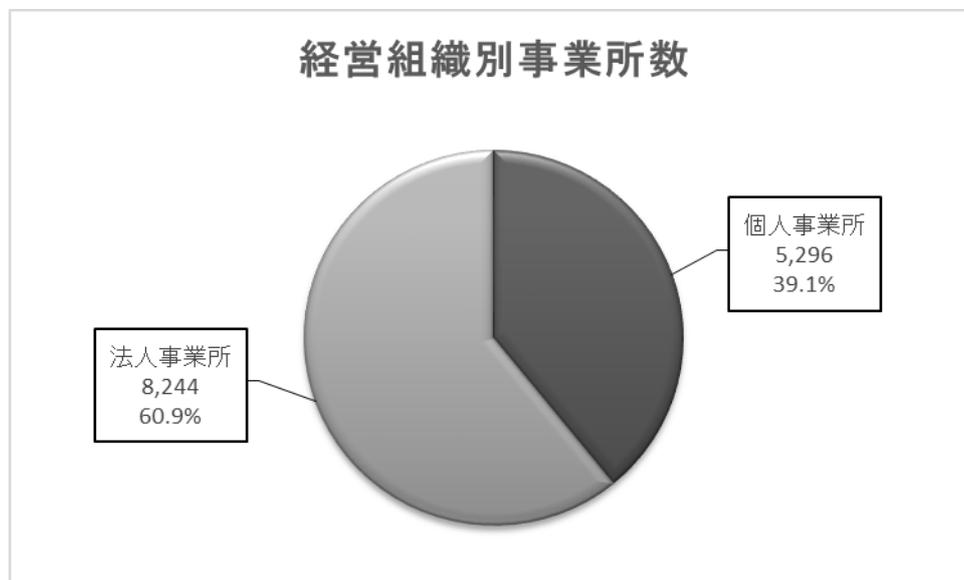


男女別構成比では、「電気・ガス・熱供給・水道業」が男性の構成比が最も高く91.2%、「医療，福祉」が女性の構成比が最も高く72.2%でした。

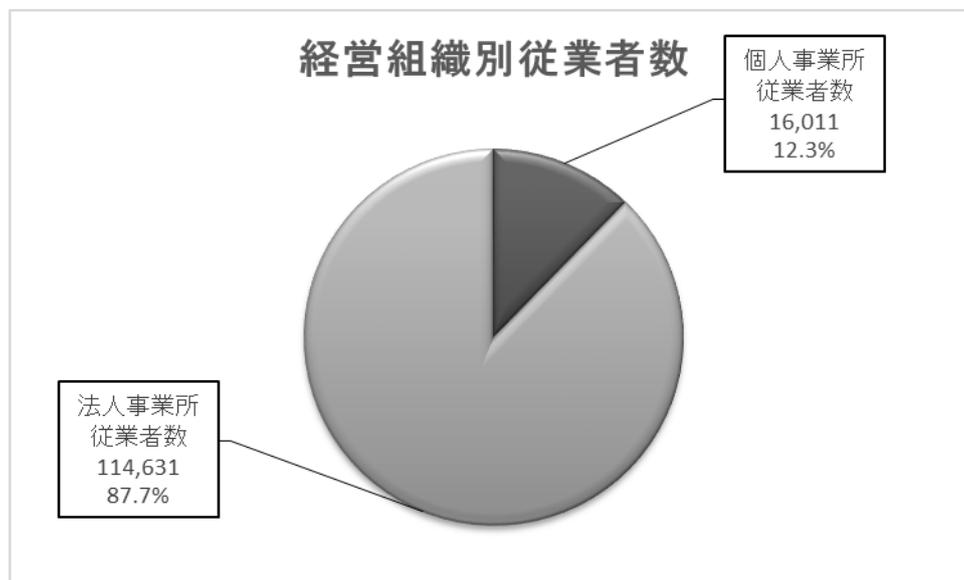


○ 経営組織別

経営組織別でみると、事業所数は、個人経営事業所が 5,296 事業所（構成比：39.1%）、法人事業所が 8,244 事業所（構成比：60.9%）であり、法人事業所が多い結果となりました。

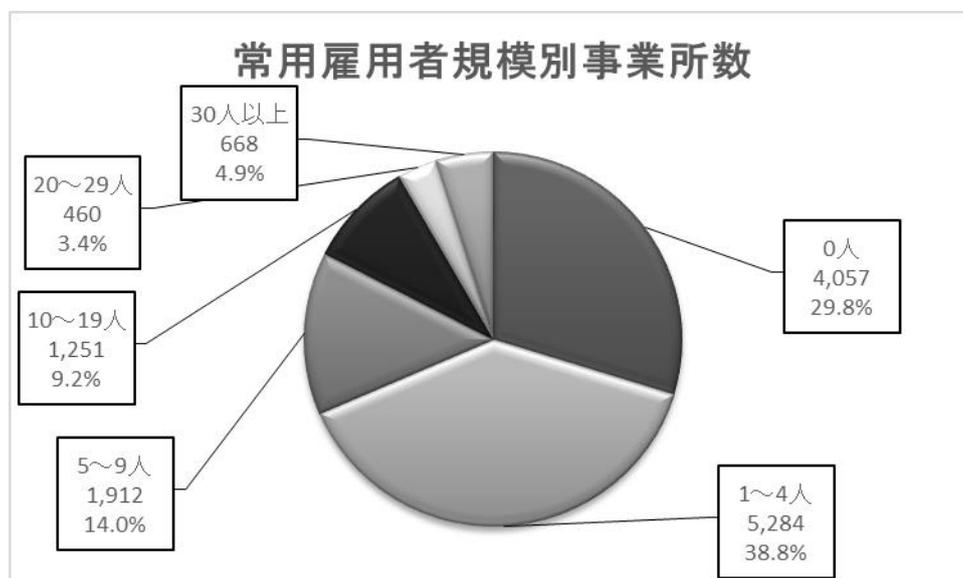


従業者数でも、個人経営事業所が 16,011 人（構成比：12.3%）、法人事業所が 114,631 人（構成比：87.7%）であり、法人事業所が多い結果となりました。

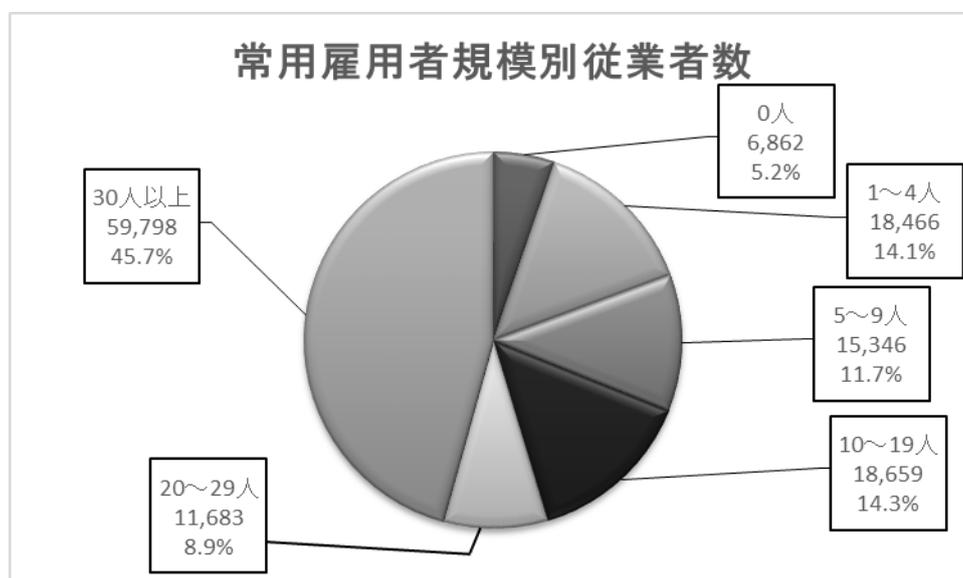


○ 常用雇用者規模別

常用雇用者規模別でみると、事業所数は、「1～4人」の事業所が最も多く 5,284 事業所（構成比：38.8%）、次いで「0人」4,057 事業所（構成比：29.8%）、「5～9人」1,912 事業所（構成比：14.0%）となっています。



従業者数は、「30人以上」の事業所が最も多く 59,798 人（構成比：45.7%）、次いで「10～19人」18,659 人（構成比：14.3%）、「1～4人」18,466 人（構成比：14.1%）となっている。



○ 町別

町別でみると、事業所数は「本町」が711事業所（構成比：5.2%）で最も多く、次いで「新千里東町」683事業所（構成比：5.0%）、「中桜塚」513事業所（構成比：3.8%）となっています。

順位	町名	事業所数	構成比
1	本町	711	5.2%
2	新千里東町	683	5.0%
3	中桜塚	513	3.8%
4	庄内西町	461	3.4%
5	上新田	342	2.5%

従業者数は、「新千里東町」が11,229人（構成比：8.6%）で最も多く、次いで「新千里西町」6,335人（構成比：4.8%）、「本町」4,633人（構成比：3.5%）となっています。

順位	町名	従業者数	構成比
1	新千里東町	11,229	8.6%
2	新千里西町	6,335	4.8%
3	本町	4,633	3.5%
4	待兼山町	4,379	3.3%
5	庄内西町	3,486	2.7%

売上（収入）額は、「新千里東町」が6507億876万円（構成比：32.3%）で最も多く、次いで「少路」2419億2056万円（構成比：12.0%）、「新千里西町」883億6720万円（構成比：4.4%）となっている。

順位	町名	売上（収入）額	構成比
1	新千里東町	6507億876万円	32.3%
2	少路	2419億2056万円	12.0%
3	新千里西町	883億6720万円	4.4%
4	北桜塚	551億8915万円	2.7%
5	利倉	546億259万円	2.7%

○ 市町村別

大阪府内全体では事業所数 44 万 6119 事業所・従業者数 472 万 9325 人であり、そのうち、豊中市が占める割合は事業所数が 3.2%、従業者数は 3.0%でした。府内順位は、事業所数 4 位、従業者数 5 位でした。

